

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第2回）
議事録

1 日時

令和4年7月1日（金）16時00分～17時57分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

大橋主査、相田構成員、落合構成員、沢田構成員、手塚構成員、森構成員

（2）発表者

KDDI株式会社 渉外・広報本部 渉外統括部長 山本 雄次

ソフトバンク株式会社 CDO室データ戦略課 担当課長 小和田 香

CDO室プライバシーデザイン部 部長 吉野 充信

一般社団法人日本経済団体連合会

デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG 主査 若目田 光生、

委員 中井 博

主婦連合会 副会長 平野 祐子

事務局長 木村 たま代

（3）関係団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田 幸枝

一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 伊藤 洋

一般社団法人MyDataJapan 常務理事 太田 祐一

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原 早苗

一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会委員長 佐子山 浩二

在日米国商工会議所副会頭 杉原 佳堯

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石 聡明

一般社団法人セーファーインターネット協会事務局長 中嶋 辰弥

主婦連合会副会長 平野 祐子

一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井 裕之

欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎 潤

一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本 一晴

一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会

データ戦略 WG 主査 若目田 光生

(4) オブザーバ

内閣官房国家安全保障局参事官 岡井 隼人

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局参事官 香月 健太郎

(5) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、西浦事業政策課室長、野田事業政策課主査、西潟データ通信課長、山口電気通信技術システム課長、井上消費者行政第二課長、中村消費者行政第二課企画官

4 議事

(1) 事業者・団体ヒアリング

(2) その他

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。暑いところありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ第2回の会合を開催いたします。お忙しいところ御参加ありがとうございます。

初めに事務局より連絡事項についてお願いいたします。

【野田事業政策課主査】 こちら、事務局です。本日の会議は、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、Webexによるウェブ会議での開催としております。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを確認次第、主査から発言者を指名いただきます。発言する際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート、オフにさせていただきますようお願いいたします。また、接続に不具合がある場合には速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

また、本日の資料については、本体資料として資料2-1から2-4まで、また、参考資料として、前回会合で使用した資料1-2を用意しております。ウェブ会議システム上にも投影いたしますが、表示が遅れることもございますので、事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。

事務局からは以上です。

【大橋主査】 それでは、議事に入りたいと思います。本日のメインの議事はヒアリングとなっております。ヒアリングの趣旨と進め方について事務局から御説明をお願いいたします。

【西浦事業政策課室長】 本ワーキングの検討事項であります特定利用者情報の取扱いに関する規律の詳細につきまして、前回6月17日の第1回会合の後、本ワーキングに出席いただいております関係団体の皆様、及び総務省のホームページを通じまして、御発表を希望する事業者・団体を広く募集させていただきました。そうしたところ、4つの事業者・団体から御要望いただいたところでございます。これら各方面の事業者・団体の皆様から直接御意見をお伺いすることで、今後の取りまとめに向けた御議論の一助とできればと考えております。

本日は、KDDI株式会社様、ソフトバンク株式会社様、一般社団法人日本経済団体連合会様、主婦連合会様から御発表いただいた後、まとめて、質疑を含む意見交換をお願いしたいと考えております。

事務局からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、ヒアリングに入りたいと思います。

まずKDD I 株式会社様から御説明をお願いできればと思っています。15分以内でお時間いただけるということですので、もし御用意よろしければお願いできればと思います。

【KDD I 株式会社 渉外・広報本部 渉外統括部長 山本氏】 KDD I の山本です。それでは、マスク着用でプレゼンさせていただきます。本日は、意見表明の貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料 2-1 で御説明させていただきます。

まず目次でございます。本日の内容は 2 点でございます。

まず 1 点目、これは検討事項 1 に当たります規律の対象事業者について、これが 1 つ目。2 つ目が、検討事項 7 に該当します情報取扱方針の記載事項について、この 2 点でございます。

それでは、まず 1 点目、規律の対象事業者について御説明させていただきます。スライドの 3 を御覧ください。

まず基本的な考え方としまして、利用者情報の保護、これは弊社としましては、本来、全てのサービスが対象となるべきで、この規律対象事業者も電気通信事業法が適用される全ての事業者、これは登録・届出双方であるべきだというのが基本的な考えでございます。ただし、現実的な運用上の課題、規制コストなどの観点から、その規律対象事業者あるいはその対象となるサービスをどうしても限定する必要があるのであれば、これは利用者の数、契約者の数ということではなくて、国民生活における当該サービスあるいはその事業者の社会的な重要性に鑑みて検討することが適当ではないかと考えています。

続いて、スライドの 4 を御覧ください。では、社会的に重要な役務とは何か、社会的に重要な事業者とは何かという一つの考え方でございますが、まず電気通信役務につきましては、一般的には、これは固定電話あるいは F T T H サービス、あるいはモバイルサービス、これが社会的に重要な役務であろうと考えております。一方、社会的に重要な事業者とはと考えた場合に、社会的に重要な役割を担うべき者として、災害対策基本法に基づき指定される「指定公共機関」という考え方がございます。下に 7 社列挙しておりますけれども、これは N T T 東西様、ドコモ様、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ様、弊社も入っております。それから、ソフトバンク様、楽天モバイル様。この 7 社につきまし

では、指定公共機関でもあり、左上のサービスのいずれかを提供しているということですので、こういったサービスなり事業者が該当するのではないかと考えております。

万が一、利用者の規模あるいは契約者の数、これを唯一の基準として、仮に今、例として示されている1,000万契約以上とした場合に、これはNTT西日本さんとか楽天モバイルさんの利用者情報、これが法的には保護されないといったことが想定されてしまいます。

次のスライドを御覧ください。スライドの5です。こちらは1,000万契約という基準についてです。これは赤い線で示したものですが、これによってどの事業者のサービスが引っかかるか、引っかからないかということでございます。表を見たとおりに、モバイルのサービスというのは引っかかるんですけども、そうではないF T T Hみたいなものにつきましては、例えば東日本さんは入るけれども、西日本さんは入らない、こういったことがあります。仮に、東日本にお住まいの方、これは法的に保護されている、逆に、西日本にお住まいの方は保護されないというように、居住地によって、法的な位置づけが変わるということは、よろしくないのではないかと考えております。また、モバイルにつきましても、この周波数という公共的な電波、これを使って事業を行うMNOの中でも、例えば弊社のお客様が楽天モバイル様に契約を変えたといったときに、今までは保護されたのに今度保護されないということが起きてしまうのは大丈夫なのか、こういった問題が生じるわけでございます。

スライドの6でございます。これが前半の結論の部分でございますが、したがって、社会的に重要な電気通信役務を提供する指定公共機関7事業者、これはもう当然に対象とするべきであると考えております。

なお、この利用者数の規模という考え方、これにつきましては、他に規律対象事業者を追加する必要がある場合、具体的には、今回の検索サービスとかSNSといったサービスの提供事業者が念頭にあるわけですが、これは指定公共機関ではないわけですので、こういったサービスや事業者を補足的に、追加的に適用するというのであれば、その補足的な基準として、この利用者数の規模というのを位置づけることが適当ではないかと考えております。この具体的な水準について、弊社として、特にこの数字であるべきという、そういった具体的な考えはありません。基本的には全ての事業者と考えているというところでございます。

ここまでが最初の論点でございます。

続きまして、スライドの8を御覧ください。こちらはもう1つの情報の取扱方針の記載

事項の検討事項⑦についてでございます。利用者情報の海外移転というものが議論されているわけですが、この海外移転をよく考えてみると、2つのパターンといたしますか、類型が分かれると考えています。

一つは、国際通信を成立させるための基本情報(①)。分かりやすく言いますと、国際電話とか国際ローミングなどで、これは相手国側のネットワークとつながって、それぞれ両端でサービスが提供される。この場合に移転情報として電話番号、あるいはIMS I、あるいは通信記録などの記録が外国側のネットワークの中に記録される、これを海外移転と捉えるのかどうかというのがありますが、基本的にはそういった情報が蓄積されることとなります。

一方、もう一つ、②でございますが、これは特定の機能などを第三者、第三国の第三者へアウトソースする。これはいわゆる業務委託に伴う情報でございます。本来、手元に置いておいてもいいものをあえて第三国に委託する。具体的な内容としては、機能開発や保守業務、あるいは運用業務の対象となるお客様・利用者の情報、こういったものを海外に委託する。この大きく2つに分かれると考えております。

スライドの9をおめぐりください。お客様に公表すべき情報として、このお客様の情報がどの対地に「移転」されているか、これを公表するということは、先ほどの①②いずれも可能であると考えております。①については取扱対地として既に公表しているものになります。

ただし、前回までの議論の中で言及されております、外国の個人情報保護法制あるいはガバメントアクセスに関する規律などの情報、こういった情報については、個人情報保護法上は求めに応じて対応すべきということを理解はしておりますけれども、特に①につきましては、そもそもアウトソースとか委託ではなくて、事業法上の上乗せのルール化には馴染まないのではないかと考えております。

さすがに、全世界・全対地の法制度について正確に把握し、情報提供を行って、さらに継続的にアップデートしていくということは極めて困難、負担が大きくなると考えておりますので、この辺りを考慮いただければと思います。

弊社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、ソフトバンク株式会社様から御説明をいただければと思います。15分以内でお時間頂戴しているということですので、御準備よろしければお願いできればと思いま

す。

【ソフトバンク株式会社 CDO 室データ戦略課担当課長小和田氏】 よろしくお願ひいたします。では、スライドを投影させていただきます。私どもからは、3点、本日お話しさせていただきますと思います。3ページ目、私どもソフトバンクCDO室から参りまして、日々、個人情報の取扱いや通信の秘密の取扱いを担当している部署でございます。つきましては、実務担当者の視点から、弊社の基本的な考え方を踏まえながら、課題と感じていることについても、少しディテールについても御紹介しながら、お話ししたいと考えてございます。

まず4ページ目、全体としてでございますけれども、弊社といたしましては、電気通信事業の高い公共性ということと考えた際に、今般の改正法におきまして、事業者の高いガバナンスを求めて、利用者の安心安全、プライバシーの確保を図っていくという取扱いの透明性を高めることには賛同でございます。

その上で、具体的に、せつかく法律を改正して新しいルールをつくるのであれば、利用者視点で意味があるのかという点、それから、規範が分かりやすく、利用者様に分かりやすく説明するために、私どもがまずしっかりと腹落ちをして分かりやすく説明する必要があると思いますので、そういった点に課題はないかという点。それから、実際に法律ができた上で守れる状況なのか。それは私どもの努力だけでできない部分があるのであれば、その点、実効性があるように担保する必要があるのではないかと考えております。

5ページ、この3つの観点から10ある論点のうち3つの論点についてお話ししたいと思います。

6ページ、まず1点目は論点1でございまして、規律対象事業者の基準でございます。こちらまず基本的な考えといたしましては、先ほどKDDI様のお考えも御発表いただき、大変勉強になりましたけれども、私どもも全て対象とすべきと考えております。それはなぜならば、利用者数というパラメーターが利用者視点で、安心安全、プライバシーの確保という点に規模は関係がないのではないかと考えるからでございます。

したがって、数ではなく質で基準を設けるべきと考えておりますが、運用等の面から基準を設ける必要があるのであれば、従来の電気通信事業法で定められているガイドライン等を踏まえると、最低でも100万人ではないかなと考えております。

また、この辺りについては、一部誤認があるのではないかと、事前に総務省様から御指

摘いただいた部分もございますが、電気通信役務を行う事業という部分の考え方におきまして、個人情報保護法上で共同利用するといった場合に、各電気通信役務として単体で取得時に、1,000万人を超えないとしても、ほかのグループ等々と共同利用することで、電気通信サービスの利用者情報としては1,000万人を超えるということについてどう考えるかという点について、実質的な利用者数というものを基準とすべきではないかと考えております。

その根拠として、御参考資料をこの後の3ページにつけております。

7ページ目、左側は電気通信事業ガバナンス検討会の報告書でございます。利用者にとっては、情報の高い信頼性が求められるという点は、これを拝見いたしましても規模は関係ないのではないかと思うわけでございます。

右側につきましては、これは漏えいした利用者の影響のあった数と事前に御説明をいただいておりますが、3万、10万、100万という基準になっております。こういったことから100万というところを一旦、弊社としては最低ラインとしてお示しいたしました。

8ページ目、また、現状のガイドラインですけれども、こちらは現状でございます。電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン、これを我々のような実務担当者は目を皿のようにして理解して、対応しております。お客様にどうしたら分かりやすく説明できるのかと日々考えておるわけです。こちらにいらっしゃる方には釈迦に説法とは存じますが、このガイドラインは個人情報保護法の数百ページに及ぶガイドライン類と、それから、電気通信事業法の部分における通信の秘密に関する事項、そこに関してはそれ以外の位置情報プライバシーレポート、スマートフォンプライバシーイニシアティブですとか、端末情報に関する部分についても一部引用されていると理解しております。

ここに、今回の改正法では、プラットフォーム研究会利用者ワーキングで検討されている外部送信に関する事項に加え、このワーキングで検討されている大規模事業者に課される特定利用者情報の規制が追加になり、非常に複雑に、さらに複雑になってくるものと承知しております。

この電気通信事業ガイドラインですけれども、認知が世の中一般に十分に行き渡っていないのではないかと思う場面が実際のところございます。具体例で申し上げますと、私もソフトバンクのCDO室では、グループ会社、子会社についても、個人情報や利用者情報の取扱いについて相談を受けて、アドバイスするという機会があるのですけれども、電気通信サービスを営む者に電気通信ガイドラインが適用されるという部分について、必ず

しも認知が十分ではないということを感じる場面がございまして、この点は課題だと考えております。

9ページ目、今回の改正法を省令で検討されるのは電気通信役務に係る事項とは理解してございますが、この電気通信事業ガイドラインにおいては、個人情報の適正な取扱いについては事業規模による差異を設けるべきではないとはっきり書いてございまして、大きな考え方の基本スタンスというところは、このガイドラインと一致させるべきではないのかなと考えております。

以上、具体的なIDをひもづける場合ですとか、その電気通信サービスの範囲についても、従来、一般の方が思うより広い範囲で電気通信事業ガイドラインには書かれておりますという御紹介でした。

次の論点、11ページ目、規範の分かりやすさでございます。特定利用者情報の定義につきましては、通信の秘密及び契約情報、利用者情報が登録されているものという形で、最終的には比較的シンプルに整理がされたと理解しております。一方、用語の定義ですとか、実務を実際にやっていく上では、個人情報保護法、及び、従来の電気通信事業ガイドラインで定義されている情報の関連性ですとか、考え方の違いみたいな部分につきましては、我々実務担当者は差異を確認しつつ、お客様に分かりやすく説明できるように、なおかつ、法令を遵守できるように両立を考える必要があると承知しております。

一般に差異について説明することは非常に難しい状況になっておりますので、他省庁の文書では、パーソナルデータというような形で呼ばれることが一般的と理解しております。こうしたことを踏まえまして、私どもからのお願いは、ここで具体的なお願い、各論でのお願いということではないのですけれども、個人情報保護法や電気通信事業法の双方に円滑に対応することができるように、省庁間での解釈の差がないことはもちろん、事業者が利用者に分かりやすく説明するために、分かりやすい規範の整備、間違いやすいポイントなどについて具体例を挙げて説明いただくとか、広く周知いただくということを希望いたします。

次のページから、2ページは現状の参考例をつけております。

12ページ目、左側が改正個人情報保護法で私どもが理解しております用語の定義でございまして、一般に広く言われるパーソナルデータというものは、個人情報保護法の生存する個人に関する情報の、さらに外数で広い情報と理解しておりますが、個人情報保護法においても、英語版の抄訳においては、英語版ではPersonal dataと訳されておりますので、

外国の事業者が見た際には、GDPRでいうPersonal dataと、個人情報保護法上でいう個人情報の集合関係の差異というところは非常に分かりにくくなっているという状況でございます。

右側の電気通信事業ガイドラインにつきましては、先ほどお示ししましたように、個人情報と通信の秘密に加えて、各種情報というものが上乗せで規定されておりまして、ここにさらに外部送信と特定利用者情報が追加されるものと想像しております。

次の13ページはパーソナルデータという用語が用いられている政府の文書の事例でございます。

14ページ、最後の意見でございます。情報取扱方針の、特に安全管理、海外についてでございます。まず私どもの総合的な意見といたしましては、必要最低限の事項について、利用者の理解のしやすさということを重視して透明性を高めるという考え方に賛同いたします。その上で、透明性を高めつつ実効性がある規範にさせていただくということにおいて課題に思っていることがございます。

右側の絵でお示ししている海外ベンダーに説明が難しいという点につきましては、4月に利用者ワーキングのほうで、モニタリングの際に私どもが説明いたしました資料から引用しております。特にここでは海外のクラウドベンダーを想定していただければと思うんですけども、やはり海外のクラウドベンダーというのはアメリカの企業が多いわけでございます。そうしたグローバル企業がグローバルなサービスを行う上で個人情報保護法系の法令に対応する際には、世界中で最も厳しいと言われているGDPR、(執行も厳しく、罰金が高額であるということも関係しているのではないかなと思うんですけども)を想定しているので、GDPRにさえ従っていれば日本の法令も全てカバーしているだろうと誤解している企業さんが非常に多い現実がございます。

また、やはり日本語圏という言語の問題もありまして、日本の個人情報保護法制、もしくは電気通信事業法の保護法制について、英語での公式説明資料が少ないということから、海外の事業者の方になかなか御説明が、私ども事業者の力だけでは難しいという課題感を感じております。

そうしたところから、政府の皆様には御検討いただきたい事項を3点挙げてございます。

1点目は、外国ベンダー向けの英語版の説明資料を今回はぜひ用意いただきたいということ。2点目は、クラウド事業者に、皆様の御協力がないと利用者の皆様に御説明ができないんですということについて、総務省から働きかけの御協力をいただけないでしょうか

という点。3点目は、万が一、私どもの事業者が努力してクラウド事業者にお願いした際に拒否されて困ってしまう、というときの御相談先などを設置いただけないかという点でございます。

以上、ソフトバンクからの発表を終了させていただきます。ありがとうございました。

【大橋主査】 御説明ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人日本経済団体連合会様から御説明をいただければと思います。15分以内でお時間頂戴としているということですので、御準備よろしければ、よろしくお願いいたします。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査若目田氏】 私は経団連データ戦略ワーキンググループ主査の若目田でございます。今回は、ワーキンググループの中でプラットフォームサービスの実務に詳しい中井委員と私2人で参加しております。

まずは、総論からになります。経団連は先日、「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」にて、同WGの取りまとめ（案）に対して意見を申し上げました通り、利用者の不安やニーズの理解とともに、事業活動とのバランスを図ることが大切であると理解しております。その観点から、本ワーキンググループにおいても、実効性を高めることを意識した検討をお願いしたいと考えております。

今回の規制にかかわらず、既に自社の取扱規定の整備等々、主体的な取組を始めている企業も確認されておりますが、むしろそのような企業の取組を各社で共有する等の普及啓発も重要だと認識しております。事業者においては、先ほどの説明にもありましたが、事業部門担当者一人一人が制度の趣旨を理解し、定着することが殊更重要であり、分かりやすい規範や遂行しやすく説明しやすい規範とすることは、結果的に適切な利用者の保護につながると考えております。

経済界としましても、企業への普及や消費者にとって分かりやすい広報活動等を通じて、規律の対象になるか否かにかかわらず、事業者の主体的な取組も一層強化していきたいと基本的に考えております。

冒頭を取組の例を紹介いたします。経団連では、2019年に個人データ適正利用経営宣言を公表しました。そこでは、経営者のアカウントビリティの確保や個人の安心安全の確保に対して自主的な取組を推奨することなどを宣言しております。また、消費者との対話を担うための経団連の関連組織である「経済広報センター」では、「個人データの利活用に

関する生活者の疑問について考える」といったWebページを公開しておりまして、生活者へのコミュニケーションと理解の醸成に尽力しております。今回対象となる規制に関しましても、模範的な取組をされている企業のケースを追加するなど充実させていきたいと考えています。

次のスライドをご覧ください。「はじめに」ということで、本日の説明のスタンスをお伝えします。本日、申し述べる意見に関しましては、私どものワーキンググループにおいて、全員で議論して意見を集約したというプロセスにまで至っていない状況です。取り急ぎ事務局資料を会員企業に展開し、意見を募集しましたが、本日はそこから出てきた意見を極力そのまま紹介してまいります。

ご参考ですけれども、私どものワーキンググループに関しましては、外資系のプラットフォーマー、日本のプラットフォーマー、S I（システムインテグレーション）事業者、金融、製造業など多種多様な事業者が参加しているワーキンググループでございます。今回は時間的な制約もありましたが、今後も継続して事業者の意見の吸い上げなど行ってきたいと思っております。また、本日御紹介する各論に関しましては、意見をそのまま紹介する関係で、重複的な表現があることを御了承いただければと思います。

各論に入りたいと思っております。まず検討事項1、規律の対象です。冒頭、これは過去からの経団連の提言の再掲になります。規律の対象となる事業者の基準については、規律の目的を重視して、広いステークホルダーの意見を聞いた上で、実態に即した判断基準をご検討いただきたいです。あと、公平な競争環境を担保する観点から、域外適用の実効性の確保についてもご検討いただきたいです。今回対象外となる「電気通信事業を営む者」に対する規律についても、特定利用者情報の適正な取扱いに関するベストプラクティスを記載したガイドライン等を通じて、普及啓発すべきと考えております。

次のページになります。同じく規律の対象について、対象とすべき事業者の基準となる利用者数のカウントの仕方のアイデアになりますが、実効性を考慮しまして、休眠している利用者や単にサイトを閲覧している利用者ではなく、アクティブに利用している利用者数でカウントしてはどうかという意見がございました。それと近い意見ですけれども、「1,000万」の利用者数の定義の方向性は、一定程度示していただいた後の詳細な定義・運用に関しましては、その影響等々も踏まえて、ある程度企業側の実情、裁量に任せていただけないかという意見が出ております。例えば「月間平均のアクティブユーザーアカウント数が1,000万以上」程度でとどめてはどうかという意見となりますが、これは今、事務局

が説明されていた内容と基本的には同じでございます。

あと、附帯決議でございました本法の趣旨を踏まえ、義務づけの対象外の事業者においても、特定利用者情報の適正な取扱いを検討することという部分に関しましても必要性は認識しております。対象外の事業者に関しても、本規範のベストプラクティスを記載したガイドライン等を通じて普及啓発していくべきと考えております。

これは、「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」の取りまとめ（案）と同様、対象か否かにかかわらず、普及啓発が重要であり、産業界としても普及啓発活動をしていければと考えております。

次のページです。検討事項の4番、規律対象者指定時の報告内容についてです。1点目ですが、規律の対象外の事業者を含めて、毎報告年度経過後一月以内に報告を行うということが示されておりましたが、これは、幅広い事業者に十分ヒアリングした上で実態を見極める必要があるのではないかと考えております。

2点目は事業の過度な負担を負わせない運用の一例として、900万人を超えた時点で報告し、その後、事業者の事業が当該基準を切らない場合は都度報告する必要はないのではといった意見を示しております。

私自身の推察が入ってしまうのですが、ユーザー数や利用者数という情報の公開が、企業の戦略のみならず、資金調達や株価にも影響を与えるのではないかという観点もあるかなと感じております。私どものワーキンググループは限られた事業者で構成されておりますので、様々なステージの事業者を含めて慎重に確認してはどうかと考えております。

次のページも同じく4に関しての意見になります。報告年度の考え方については、各社の決算月が異なるため、例えば、基準となる年度と報告月を企業の決算月としてはどうかという意見もございました。

2点目ですが、「書面により報告」という記載がございました。これはデジタル5原則に基づいて、書面でなく電子的な方法による報告を原則とすべきではないかという意見でございます。

3点目、これも前のスライドの意見の内容と少し近いですが、利用者の状況を報告する際に、規制の趣旨に鑑みて、900万以上～1,000万未満の範囲であれば、その旨を報告することではどうかという意見がございました。

次のスライドは、検討事項6、情報取扱規程の詳細についてです。1点目、各社が既に自社の整備済みの取扱規程で今回求められる事項を十分充足している場合、このような形

で充足していることを報告する運用でよいのではないかという意見がございました。事務局の案に記載の取扱方針の詳細では、プライバシーポリシーを定めている場合、既存のものに必要事項を加えるという柔軟な運用で問題ないのではないかとありましたが、それと同等だと理解しております。

加えて2点目、上記のような既存の取扱規程等々の記載内容に関して、それを変更した際に、この規範に直接関係ない部分の修正や微細な修正等の場合は、必ずしも報告の対象ではなく、影響があると考え得るときだけに限定してはどうかという意見がございました。

次のページです。取扱方針の詳細です。これも先ほどの意見の内容に近いですが、既に多くの企業が情報の取扱いに関する方針を策定している現状に鑑みて、一概に新たな指針の策定・公表を求めるのではなく、要件に該当し得るのであれば、既存の方針の報告ないしは、国際標準などに適用しているケースなども認めてもいいのではないかという意見がございました。

次に2つ目ですけれども、これも先ほどの意見にありましたが、「利用者情報を保管するサーバーの所在国」、もしくは「外国にある第三者への特定利用者情報を提供、委託、事業継承、共同利用する場合の第三者の所在国」について、事業者がリアルタイムに特定し、状況を把握することが実際に可能かどうか、クラウド事業者の情報開示の実態などを含め、実効性を基に検証すべきではないかという意見でございます。

次のページ、検討事項7です。これも先ほどの御意見と近いのですが、例えば、個人情報保護委員会は、個人情報の保護に対する各国・地域の制度を公表しております。企業が報告義務を果たすときに個人情報保護委員会からこのような支援をいただいていることに鑑み、今回の改正電気通信事業法においても、各国の電気通信事業に関する法制度を調査・公表いただきたいということは1点目の意見です。事業者はその公表情報を参照し、利用者にスムーズに情報提供することができますので、そのようなご支援を期待しております。

2点目は、情報取扱方針に記載するパブリッククラウドサービスの利用実態の記載の在り方についてです。これは先ほどの意見の内容と少し重なりますが、この利用実態をベースに実効性のある規範にしていきたいです。

最後、情報取扱方針の記載事項になりますが、個人情報保護法の運用や企業の実態を踏まえて、海外からデータアクセスを行う場合について、検討を深めるべきです。海外からのデータアクセスとしてどのようなケースがあるのか、例えば、短期出張で海外に従業員が行っているケースとか、海外拠点のデータアクセスにも様々なケースがあるため、この実

態を踏まえて検討いただきたいという意見がございました。

次に検討事項8になります。これは特定利用者情報の取扱状況の評価についてです。日本はGDPRの十分性認定を受けていることを踏まえ、GDPR遵守のために行うデータ保護影響評価等でもこの評価に互換できるようにすべきではないかという意見でございます。

2つ目に関しましては、企業によっては企業集団全体として評価することも認めるべきではないかということで、事務局案にも掲げられた意見に賛同する意見でございます。

次のスライドは検討事項の9番目、特定利用者情報の統括管理者の要件です。これも既存の役職等様々な要件がございましたが、特定利用者情報の取扱責任者の要件については、この目的に関して適切と考えられる基準にしてほしいと考えております。例えば、役職名、特定利用者情報統括管理者という役職名を名のるかどうかも含めて、実質的な役割が同等であれば、その役職の人物を対象者として認める運用とすべきという意見です。

管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務経験という定義に照らし合わせて、各社のガバナンス体制から判断して適切な人選を進めてもらうことでよいのではないかと考えております。

最後のスライドは検討事項10、事故報告の対象となる特定利用者情報についてです。1点目、漏えいの報告については、個人情報保護法における個人データの漏えい報告と二重の運用になることは避けるべきではないかと考えております。様々な工夫も可能かと思いますが、このような意見がございました。

2つ目は、個人情報保護法の下での漏えい報告においては必要ではないが、本規制において必要となるべきものとして、どのようなものがあるかを具体的にガイドラインやQ&A等々でお示しいただきたいという意見です。例えば、今回の個人情報の改正で適用除外になりました仮名加工情報の場合です。仮名加工情報であり、なおかつ、特定利用者情報である場合はどうかなど、明確にしていきたいです。このようなものは報告しなくてもいいということを申し上げているわけではありません。悩ましいケースとして次の例を挙げますが、例えばユーザー数は900人以上、1,000人以下ではあるが、1人が複数アカウントを登録して1,000件を超えている場合はどうかなど、想定し得るケースについて、事業者が悩むことが少なくなるよう、Q&A等々の充実をお願いしたいという趣旨になります。

少々細かい部分もございましたが、以上になります。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、最後、お待たせいたしました。主婦連合会様から御説明をいただけるということですので、御準備よろしければ、15分以内で、お時間いただいているとのことですので、よろしくお願いいたします。

【主婦連合会副会長平野氏】 よろしくお願いたします。主婦連合会の平野と申します。本日は、私、平野と木村が発表と対応をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1枚目おめくりください。私たちは、デジタルサービスに関する消費者の情報の取扱いについて、消費者の多くがその詳細やリスクを理解しないままにサービスを利用しております。そして、利用者情報の取扱いに関しては不安を感じているところです。事業者の規模の大小に問わず、消費者の不利益を被ることのないよう、明確で実効性のある規律を求めます。

おめくりください。前回の資料の1から10までの検討事項に基づいて述べさせていただきます。検討事項1については、先ほどKDDIさんやソフトバンクさんからもありましたが、利用者は規模の大小を見て利用しているわけではございません。規模の大小に関わりなく、利用者情報を扱う全ての事業者を対象にすべきではないかと考えております。仮に基準を設けるという場合でも義務づけの対象外となる事業者に対し、ガイドラインなどで特定利用者情報の適切な取扱いが行われるようにすべきであると思えます。

おめくりください。検討事項2についてです。検索サービスでは、分野横断的な検索サービスや利用者数が非常に多いものに限るのではなく、利用者情報を扱う全ての事業者を対象にすべきではないかと考えております。

おめくりください。検討事項3についてです。他人の通信を実質的に媒介する電気通信役務は、利用者数が非常に多いものに限るのではなく、付随的な実質的媒介や商取引に関する情報を扱う場合も含めて、利用者情報を扱う全ての事業者を対象にすべきと考えております。レビュー機能やコメント機能を付随的に有するサイトや、ネットオークション、オンラインフリーマーケットなども対象にすべきではないかと考えます。

おめくりください。検討事項4についてです。利用者数にかかわらず、毎年度、毎報告年度経過1月以内に、利用者の状況（該当する電気通信役務と資料者数）などを報告すべきではないかと思えます。

おめくりください。検討事項5についてです。こちらは、事務局資料の15ページにあります御議論いただきたい事項に書かれている内容でよいのではないかと考えております。

おめくりください。検討事項6についてです。こちら事務局資料の18ページに書かれております御議論いただきたい事項。1から5の内容でよいのではないかと思います。

おめくりください。検討事項7についてです。情報取扱方針の詳細についてですが、こちらは事務局資料の24ページに書かれている御議論いただきたい事項の内容でよいのではないかと考えています。そして、利用者が理解しやすい、分かりやすい記載として、トップページから利用者が確認しやすいように配慮するなど、使いやすい構造とすることを求めたいと思います。

おめくりください。検討事項8です。こちら事務局資料の29ページの1から3に書かれている内容でよいのではないかと思います。グローバル企業においては、日本の利用者情報に関しての評価が求められるのではないかと考えております。

おめくりください。検討事項9です。こちら事務局資料の31ページに記載されている内容でよいのではないかと考えております。

おめくりいただいて、次、事故報告の対象となる特定利用者報告の詳細につきましてですが、こちら事務局資料35ページの内容でよいのではないかと思います。

最後に、この検討会の議題に掲げられておられますように、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保を第一にして、高い信頼性の確保のためにも透明性を高めていただきますよう、お願いしたいと思います。そして、新たな規律を整備したあかつきには、管理もきちっとしていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。私からは以上でございます。

【大橋主査】 御説明ありがとうございました。

ただいま4者の皆様方から御説明をいただきました。この御説明について、ぜひ構成員の方々から御質問を受けさせていただければと思います。また、関連団体及びオブザーバの方々からの御質問もお受けさせていただきます。

事務局からありましたように、チャット欄でお知らせいただければありがたいですし、あるいはそれ以外の方法でも結構でございますので、お願いできればと思います。

それでは、幾つかの御質問をまとめた上で御回答いただくような形を取られればと思いますので、まず沢田構成員からお願いをいたします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。皆様、御説明を大変ありがとうございました。勉強になりました。私から経団連様に2点お尋ねしたいことがございます。

1点目は、経団連様の資料の3ページ、検討事項1、対象事業者の範囲についてです。

閲覧するだけの利用者は既に法律の対象外なので、休眠している利用者についてはやはり考慮したほうがいいのではないかということをお前のワーキンググループで発言させていただいたのですが、経団連様がここは必要ないとお考えになる理由を教えてくださいたいというのが1点です。

もう1点は、同じく経団連様の資料の7ページ、公表事項についてです。情報取扱方針は、既存のものがあれば、それをベースにというのは私もそう思いました。「国際標準など国際的な基準」はどのようなものを指すのか、すみません。ここは私の不勉強で、知識がなかったものですから、具体的に教えていただければと思いました。

2点です。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて落合構成員、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。私から3つほど伺いたいことがございます。

1つ目が論点の①についてです。これは経団連様にですが、アクティブユーザーの算定について事業者側に委ねるべきということで御発表いただいたと思っております。仮にそういう形にするとしても、具体的に数え方というか、最低限ある程度こういう形で数えるという大枠は、何らかアクティブというものの意味合いというのは定めておく必要があるのではないかともしました。また、その部分については、事業者側でどうやって数える可能性があるのかは参考にするべき情報として伺っておくべきなのではないかと前回の会議でも発言させていただいておりますので、この点、どういう形で具体的にアクティブユーザーを計算することが考えられるか。特に複数のサービスにまたがるような場合や、複数国にまたがるようなサービスを提供しているような場合などが典型的にはよく分からない場合として出てくるのではないかとありますが、こういった場合についてどう考えられるのかということです。

続きまして、経団連様の検討事項4についての部分です。この次のページですが、900万以上、1,000万未満でよいのではないかとこの部分についての御質問です。これは報告の単位として100万人単位で報告するべきかについて伺えればと思いました。

まとめてしましますが、次は論点7でして、こちらはKDD Iさんとソフトバンクさんのほうにお伺いしたいと思っております。これは難しい部分というのがどこの部分になるのかを伺っておくのが大事ななと思いました。恐らく法制面での調査の部分と、あとはサ

サーバーの所在国の部分なのではないかとも思っております。これは、例えば法制のほうについては、個人情報保護委員会の調査についての言及も御発表者の中からあったと思うのですが、そういった個人情報保護委員会が発表するもの、もしくは、総務省が実施されるものがあれば、それと同じものを公表すればよいのであれば対応はできるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。どちらかというサーバーについては、なかなか海外のクラウド事業者が対応してくれないことがあると思うので、その部分についてです。この2つの整理が主に重要ということで良いかを伺いたいと思いました。

最後に、第4点として、論点8、こちらは経団連様にですが、GDPRとの互換性についておっしゃっていただいております。確かにそのような形にするのが一つの方法かなと思います。今回の取りまとめの中で、具体的にこういう部分は注意してもらいたいことについてお考えのところが、何か具体的なものがございましたら、教えていただければと思いました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続けて、森構成員をお願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。まず全般的に、親会における事業者ヒアリングのときには随分意見の隔たりを感じましたけれども、全体的なこととして、今回、全くそういうことはなかったと思いました。

各論点ですが、私は御質問というよりは御意見だけ申し上げようと思うんですけども、まずは対象事業者についてですけれども、KDDIさんもソフトバンクさんも主婦連さんも、本来全ての事業者であると。特定利用者情報を管理する全ての事業者であるという御意見であったことは重要だと思います。だから、話の筋としては、もともとそうだとしたことなんですよね。

他方で、改正法によって課せられるその義務が、そこまで大変な義務ではなくて、既に、特にユーザー数の多い事業者を中心にほぼ達成されているような義務であるということも考え合わせれば、これはユーザー数の多くない事業者に対しても義務を課してもそれほど不合理なことではないということが一つあるのかなと思います。

そのような観点を持ちつつ、ほかの論点についても考えるべきだと思うんですけども、特にKDDIさんの御指摘であった同じようなサービスだけれども、居住地で保護の有無が違ふのはおかしいのではないかと。これは誠にごもつともで、やっぱりそういう現象が生じるのは、人数の設定が大き過ぎる。前回もお話ししましたが、1,000万人というのが

多過ぎて、かなり重要なサービスにおいても、適用事業者とそうでない事業者というのが変わってきてしまう。その凸凹が生じてしまう。それはスレッシュホールドを上げ過ぎでそういうことになっている面があるのではないかと思います。

その意味では、ソフトバンクさんから100万人でいいのではないか。これは報告を要する重大な事故の基準になっている。これは誠に納得できる御指摘だったと思いますし、どうしても基準を設けなければいけないのであればということですが、一つの御提案としてグッドアイデアではなかったかなと思います。

KDDIさんから、国際ローミングみたいなことをどう考えればいいのかという御指摘がありました。これは重要な御指摘だと思います。つまり、ユーザーの場所的な移動に伴ってサービスを継続するということが、特に電気通信事業者の場合はあるわけですが、そのときにかかなり広い範囲で、多くの国で今、国際ローミングがカバーされていると思いますが、法制度調査を全部しなきゃいけないか。その法制度調査するまで、国際ローミングをやめるかという、これはかえって、ユーザーの利便性を損なうことになりまので、ユーザーの物理的移動に伴ってサービスを継続することに必要な場合というのは、除外でもいいと思います。ここでやはり我々が一番念頭に置いて、これは心配だと、これはぜひやってもらわなきゃいけないという話になったのは、やっぱりLINEのような、海外に委託に出すというケース。海外からアクセスできてしまうんですけども、それはユーザー都合ではなく、事業者都合でやる場合ですよね。それはやっていただかなきゃいけないという話なので、ローミングのような例外を設けていただいても私はいいと思います。

あと、ソフトバンクさんの御指摘で、政府に外国ベンダー向けの英語の資料を用意してくださいとか、政府からクラウド事業者に働きかけてください。これもいずれもごもっともなことだなと思いました。

経団連さんの御指摘の中で、域外適用の実効性の担保は極めて重要なことでして、既に電気通信事業法は域外適用できるようになっているわけですので、これはきちんと法執行は当然していただくということかなと思います。

経団連さんの御指摘の中で、漏えい報告の方法を個人情報保護法の場合とそろえて、二重手間にならないようにとか責任者の問題とか、事業者負担のかからない方法でというのもこれも全く、誠にそのとおりの御指摘かなと思いました。

アクティブユーザー数の数え方の問題なんですけれども、これは工夫できるのではないかと考えていまして、人数についても全部だということと、100万人以上だと、ユーザー数基

準についてもユーザー数基準を設けない、100万人、1,000万人も様々な御意見のある中で、アクティブユーザー数というのはどのぐらい厳密に必要なのかということ、実はそんなに必要ではない。なので、今、これは分かったと、改正法の義務を履行しようという事業者さんについては、それは別にもうアクティブユーザー数は関係なくていいと思います。義務をやっているからアクティブユーザー数をカウントしないということであれば、それは全く問題ないと思うんですね。

逆に、最初、改正法が施行されたときに、棚卸ししたけれども、やらないと、あるいは最初はその義務を履行していたけど、やめるといふときに、その合理的な根拠を持って、アクティブユーザー数を算定していただくということではないかと思えますし、その際のアクティブユーザー数の数え方というのはもう少しここで工夫しておく必要があるのではなかろうかと思えます。

今回、問題になっている義務ぐらいだったら、ユーザー数の棚卸しするのと、どちらが手間かというようなことだと思うんですね。ですので、いや、もう我々は今回のLINEのことに鑑みて、その義務を果たしますと、アクティブユーザー数でカウントしませんというのは、それはそれで非常に適切な対応だと思いますので、そういうことを期待しつつ、そのような運用にさせていただいてもいいのではないかと思います。

最後に主婦連さんの御指摘にありましたレビュー機能、コメント機能を物理的に有する。それから、ネットオークション、オンラインフリーマーケットの機能ですね。これはユーザー間通信のようなものがあるわけですが、これは対象外にするのはちょっとないのではないのかという御指摘がありまして、私もこの点については賛成であるということをお申し上げておこうと思えます。

以上です。

【大橋主査】 それでは、今のところ、ここまでが、お手が挙がっている方に御発言いただきましたので、それでは、4者の皆様から御回答いただければと思います。御発表の順に御回答いただいでよろしいでしょうか。

まず、KDDI様から、落合構成員から御指摘があった点につきまして、まずはお願いできますでしょうか。

【KDDI株式会社渉外・広報本部渉外統括部長山本氏】 KDDIでございます。御質問ありがとうございます。御指摘いただきました外国側の法制面の調査についてでございますが、これは先ほど森先生からも、なかなか全ては難しいだろうということは御理解

いただいたところではございますが、これはどうしても事業者がお客様に対して法制度をちゃんと説明しろとなると、なかなか難しいところがございます。難しいというのは、多分、事業者によっても調査能力というのは差が出てくる場所もあると思いますので、これをやはり国の方で、総務省様の方でしっかりと全世界に、ローミングは200対地以上あるんですけれども、そういった法制面の基本的なデータベースといたしますか、基本情報というものを調査いただいて、事業者が参照できるとしていただけるのであれば、それは大変助かると考えます。

あと、もう1つのサーバーの所在国、第三国、この辺りは、ソフトバンク様からも御指摘いただいたとおり、非常に悩ましいといたしますか、委託先のさらにその委託先みたいなところをどこまで情報を我々が引き出すことができるのかという問題もございますので、ここはなかなか限界があるところがありますので、個人情報保護法の中では特定できない旨及びその理由とか、そういった範囲の中で対応することで基本的に整備されておりますので、それより上乗せ規制というのはどこまで実行可能なのかというのは非常に我々としても難しい、大変チャレンジングな課題であると考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、ソフトバンク様からお願いできますでしょうか。ソフトバンクさん、いらっしゃいますか。

【ソフトバンク株式会社CDO室データ戦略課担当課長小和田氏】 御質問の点は、法令の点と、サーバーの所在国の点と、2つの側面からの御質問だったと理解しております。法令の面で3点、それから、サーバーの所在国の面で2点、回答いたします。

法令の面は、1点目は法制度調査でございます。こちらは今回、個人情報保護委員会様に、追加分も含めて調査いただいて、非常に助かりましたので、同様にさせていただけると助かります。

2点目ですけれども、新しい法令の対応を外国ベンダーさんに事業者が説明する際にいろいろ、まず一時的には日本の営業拠点の日本支社的なところだったり、日本法人だったりという、営業のカウンターの方にまず御説明するんですけれども、専門的なお話ですので、リーガル部門の方でないとなんとちょっと、趣旨は分かったんですけども、具体的に判断できませんと言われるケースが多くございます。なおかつ、グローバルベンダーさんの場合、グローバルで契約約款的に一括のサービス提供をしておられるところ、会社様が多くござ

いますので、日本のリーガルでは判断できないと。グローバルのリーガルにエスカしますということで、日本の営業担当、日本のリーガル、グローバルのリーガルというところまで上げないとお答えをいただけないという構造的な難しさがございます。

そうした中でそういう細かいことを言うてくるのはソフトバンクだけみたいなことをおっしゃるベンダーさんもおられまして、事業者が幾ら説明しても、政府からこういうふうにしてくださいという正式な文書みたいなものがないとなかなか御理解いただくのに難儀だなということを感じておりまして、その点をお願いしたいと申し上げた次第です。

法令の3点目はGDPRに関する誤解でして、今般は個人情報保護法の法制ではないとは理解はしておるんですけども、やはり、GDPRというところがグローバルベンダーさんの頭の中では大きく、それで言うと、DSAとかDMAみたいなものがそれに当たってくるのかもしれませんが、個人情報保護法の対応のときに多く聞いた誤解というのは、我々、コントローラーではなくプロセッサなので関係ないですよとか、充分性認定があるから関係ないですよとか、SCCがあるから日本の法令対応も大丈夫ですよとか、そのような誤解が生じていたというところを共有させていただきます。

サーバーの所在国についてですが、まず1点目ですけども、サービスの方針として回答しない方針ですというふうに1答目で回答してこられるベンダーさんがいらっしゃいました。

それから、グローバルベンダーさんですと、動的にデータを最適配置しているので、固有の国を答えられませんかというようなベンダーさんもいらっしゃいました。会話の中で、この国だけは除外という会話ができただベンダーさんもいらっしゃいましたが、そういった課題がございましたというところを共有いたします。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、経団連様、お願いできますでしょうか。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査若目田氏】 一部、質問の趣旨など再確認させていただくことがあるかもしれませんがご回答します。まず、休眠アカウントを除く等、アクティブ利用者数の点ですが、大前提として、経団連で今回意見があった規制の対象となる会員企業においては、森先生がおっしゃった通り、検討されている義務の履行に関しては既に概ね取り組んでいる状況です。ですので、規制の対象となる数がぎりぎり越えるか否かといった数の問題ではないというスタ

ンスをとられている会員企業が多分に多かろうという理解でございました。その上で、数を報告するのであれば、その数のカウントの仕方に対して幾つか意見があったという形に捉えていただければと思います。

また、今回対象にならない事業者については附帯事項が明確に示されてました。規律の対象になるか否かにかかわらず、どのような形で消費者に対応をすればいいかという点について、指針やガイドラインを十分に整備することのほうが大切ではないかと考えており、我々も意見を同じくするところがございます。

この点を踏まえて、年間アクティブ利用者数のカウントなどに関しては、今回サービスの実態に詳しい中井委員に参加してもらっていますので、中井委員、実態としてどのようにカウントしているか、休眠アカウントに対する考え方について、コメントいただいてよろしいでしょうか。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG委員中井氏】 ありがとうございます。経団連データワーキンググループに所属させていただいております中井と申します。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうでは、プライバシーやセキュリティーやデータの管理の実務のようなことを実際の企業でやっていたりすることもありますので、その観点からも踏まえて御回答させていただきます。

まずアカウント、沢田先生からありました休眠アカウント等の件ですけれども、こちらも若目田さんがおっしゃっていただいたように、数をカウントするのであれば、特にアクティブアカウントをカウントするのであればという前提の話になります。各企業共に、アクティブユーザーというのは比較的、何というんですかね。定義が共通化しやすい部分かなと思っておりまして、一方で、休眠アカウントというところの定義というのはかなり各サービスによって異なってくる部分もあるのではないかなとも思っております。

ただし、誤解ないように御回答させていただければ、今、いわゆる1,000万という閾値を一つ議論になっている、または閾値なしでもいいのではないのかという話も議論になっているかとは思いますが、閾値を設けた場合であっても、その閾値以上になった場合、休眠アカウントの特定利用者情報が保護されないかという、そんなことはなく、あくまでも閾値のカウントとしてどう考えるかという部分かと考えています。

これがまず1つ目でして、2つ目、落合先生からの質問で、事業者側はこの辺りのアカウントをどのようにカウントしているのかという実態のお話ですが、これはまさに本当に

事業者がどのような利用者のデータベースを自社の中で持っているかにもよるんですけども、やはり一定の大規模の事業者になりますと、それなりのデータベース、データ分析用のデータベース等も中に持っていたりしまして、そこでいわゆるデータベースを操作する、SQLと言われるような言語であるとか、それに準じたデータベースの中をカウントしていく手法を使って数を、例えばアクティブユーザーであるとかをその中でカウントしていくというやり方しているかと思います。

例えばもう少し具体的に言うと、月間のアクティブユーザー数みたいなものはまさに日付を、例えば2022年1月1日0時から2022年1月31日23時59分までに1回でもアクセスがあったらユーザーみたいな、その数を数えるということをデータベース側に指示して、それで計算していくといったことが行われているかなと思います。

ただ、これは各企業がどのようなデータベースをどのように持っているかによって、どのような計算ができるかがかなり異なってくるかと思いますが、先ほど言ったような複数国にまたいだ場合、例えばIPアドレスでこれを分類するのかなどは、かなり企業の状況によって異なってくる部分もあるのかなと思います。

もう一つの質問が900万から1,000万の間というお話だったんですけども、これもカウントすればというお話だと思うんですが、ここの検討事項4のところに関わる部分かと思うんですけども、こちらについては、すみません。私の理解がもし間違っていたら申し訳ないんですけども、総務省様のほうで、いわゆる規律の対象者の指定をするか、指定解除するかという判断を行うに当たっての数値の届出と理解しています。

いわゆる閾値が1,000万だとした場合に、900万以上の場合を報告するというのは、もうすぐ閾値に届くからという意味合いでの報告なのかなと考えていまして、これを100万単位にするというよりは、もう少し閾値の手前ですよという意味を示す意味で、900万以上、1,000万という簡易的な報告でも趣旨は成り立つのかなという意味合いでお伝えしたところです。

若目田さん、私のほうからは一旦、以上です。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査若目田氏】 ありがとうございます。

沢田先生からいただいたご質問の2点目の国際基準に関しましては、また後で正確に準備してまいりたいと思いますが、ISOの個人データの保護や安全管理に関する諸基準のことを指しております。具体的な基準名などは、すみません、本日、私どもは回答を持ち

合わせていないため、別途補足させていただけたらと思います。

これで全てのご質問に回答しましたでしょうか。回答できていないご質問があるかもしれませんが、全体の補足をさせていただきます。我々がヒアリングした企業から出された規律の対象となる利用者数についての意見は、本日述べた通りです。経団連が今回意見を求めた比較的大きな企業以外も対象として考えますと、規律対象者の指定に際する報告の際の数値の公表の意味は、企業として重いものになってくると思います。負荷というよりは、数字そのものが資金調達や株価に与える影響はないだろうかかと、私自身が的外しているかもしれませんが、そのようなところにも目配りをした上で、必要な情報に限定し提供するなど合理的に回せばいいのではなかろうかと感じているところでございます。

経団連においてそのような意見があったわけではありませんが、必ずしも今回ヒアリング対象になっていない企業のゾーンにとって、対象となる事業者の基準値が下がれば下がるほどこのような懸念が生じると思います。その点へのご配慮も必要ではないかと感じております。

以上です。何かお答えが漏れているものはございますでしょうか。

【大橋主査】 恐らくこれは検討事項8ですかね。GDPRと互換性をできるように検討すべきという御指摘に関して、何か検討する上で注意事項があれば教えてほしいという御質問があったかなと思うんですが。特段なければないということでもいいと思うんですけど。

【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会データ戦略WG主査若目田氏】 分かりました。特段、具体的な情報を今、持ち合わせてございませんので、意見をいただいた企業に確認した上で事務局に御回答したいと思います。

【大橋主査】 ありがとうございます。

主婦連合会様には特段の個別の御質問があったわけではないですが、もし御発言したいことがあればと思いましたが、特段なければ結構ですが、よろしいですか。

【主婦連合会事務局長木村氏】 主婦連合会、木村です。本日はどうもありがとうございます。特段質問はなく、御賛同の御意見をいただいたと理解しております。ありがとうございます。やはり特定利用者情報の取扱いには不安を持っている利用者が多いということを確認していただいて、やはり問題が発生してからの対応ではなくて、管理を明確にさせていただくということで、これがやはり通信の信頼性を高めるということになると思いますので、ぜひ今回は明確な規律になるようにと願っております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、恐らく御回答はいただいたと思いますが、もし、御質問も含めて、ほかにもございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 今、見ていて、やはり一番、規律対象事業者のところの論点というのがかなり出ていたと思うんですが、数の点では、今みたいないろんな議論があると思うんですが、KDDIさんの資料の3ページでございますけども、出していただけますでしょうか。ここで、利用者の数ではなく、国民生活における当該サービス事業者の社会的な重要性、こういうものに鑑みて検討することが適当であるという表現がございまして、私も、総論、定性的にはこの考え方はすごく大事だなと思っていまして、多分SLAの概念、サービスレベルアグリーメントのようなことを言っているのではないかと捉えて、見ているんですが、ここを具体的にKDDIさんとしては、どんなKPIみたいなものをお考えになっているのか。その辺、お考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【大橋主査】 ありがとうございます。もしほかの構成員、あるいはオブザーバの方々に御質問あればまとめて、今の段階でお受けできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、今いただきました手塚構成員からの御質問に関して、KDDI様から御回答いただくことは可能でしょうか。

【KDDI株式会社渉外・広報本部渉外統括部長山本氏】 KDDIでございます。御質問ありがとうございます。弊社が考えております社会的な重要性、あるいは国民生活におけるその重要性という観点での捉え方でございますけれども、具体的なサービス、サービスレベルアグリーメントのような品質とかそういったものの概念を弊社としてイメージしているものではございません。もちろんサービスの品質の維持というのも大変重要な論点でございますが、ここではお客様に対して、必要な情報をどのように提供するのか。その情報をどう管理するのかということですので、例えば接続品質のような技術的な品質、一定の基準を念頭に置いているものではないということを申し上げたいと思います。お答えになっておりますでしょうか。

【手塚構成員】 すみません。一種のあれですかね、アシュアランスレベルみたいな概

念だと思えばいいですか。保証でもないのかな。機能ではなくて、扱うデータの重要性に応じたサービスという考え方でいるという、そういう考え方ですかね。

【KDDI株式会社渉外・広報本部渉外統括部長山本氏】　そうですね。具体的に何か品質の、定量的にこの重要性というものを定量的に何か規定するというのではなくて、次のスライドでお示ししたような、一般的に社会的に重要なサービスとあって、通常、お客様が念頭に置くのは電話であったり、F T T Hのブロードバンドによるインターネットであったり、あるいはモバイルの場合は電話もデータもあるわけでございますけれども、こういった、ちょっと定性的といいますか、技術的な何か品質の一定の基準をもって定めるというものを念頭に置いているわけではございません。

【手塚構成員】　そうすると、何を基準にすればいいんですかね。ここら辺すごく大事な論点だと私は思っているんですが、何かいい軸というか、思いつくものがあればうれしいんですけれども。

【KDDI株式会社渉外・広報本部渉外統括部長山本氏】　はい。そういう意味では、例えば指定公共機関というものが、これは一つの例として災害対策基本法として定められているわけですが、この法律において、安定的な役務の提供を義務づけられているもので、具体的にサービスを個々に列挙しているという理解ではございません。つまり、私どもも、指定公共機関として電気通信役務というものをお客様といいますか、国民の皆様に提供しておりますが、これは一つ一つサービスを約款レベルで何か規定してということは念頭に置いていないのと同じでございますので、ただし、そうは言っても、何もイメージがないというのもおかしい。それも、どこまでのサービスなのか。ただ、それは基本的に、我々が扱うお客様の情報に関して、これはある特定のサービスだったら、これは必要だとか、このサービスだったら提供しなくていいというものではないと思いますので、あくまでも、左側の方にある例示と捉えていただければと思います。

【手塚構成員】　何となく分かってきた感じがしますが、ここら辺、しっかりと、もしこういう考え方を適用していくとなると、少しきっちりした議論をすべきかなという気もしております。

以上です。

【大橋主査】　ありがとうございます。まず必要なところから始めて、考え方も、あるいは社会の情勢が変わってくるにつれて適用の範囲も変わってくるということもあり得るということなのかもしれません。ありがとうございます。

もし事務局からも補足がありましたらお願いいたします。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。まず論点になっていますKDDI様からご提案の指定公共機関の関係でございますが、災害対策基本法の指定公共機関は、災害時においても安定的な役務の提供が求められている機関でして、防災計画の策定などが義務づけられているものです。またソフトバンク様でおっしゃっている登録事業者、これは電気通信回線設備を設置している事業者ですけど、こういった事業者は止まってはいけないサービスを提供する事業者であり、指定公共機関も災害時において止まってはいけないサービスを提供する事業者であるがゆえに、止まらないようにするために、電気通信事業法で設備規律として技術基準の適合維持義務などが課せられているというものでございます。指定公共機関や登録事業者というのは止まってはいけないサービスを提供しているがゆえに、止まらないようにするための設備規律が設けられているところです。

一方、今回の規律は、情報に着目し、情報を漏えいしてはいけないことも含めて、きちんと取り扱ってくださいという趣旨のものです。情報を適切に取り扱わせるべき者はどういう者なのか、それが本当に指定公共機関である、災害時においても止まってはいけない安定的な役務提供が求められている事業者と同じで良いのか。また、電気通信回線設備・ネットワークは基盤でもあり、また相互につながっているので、事故が起きたときにはほかのネットワークもしくは他のサービスにも影響するというところで、安定的なサービスが求める観点から、回線設備を設置する登録事業者には、設備規律として、技術基準適合維持義務などが課せられているところですが、それと、情報の適切な取り扱いを行うべき者が同じでいいのか。そういうところは論点としてあるのかなと思っております。

また、KDDIさんがおっしゃっていたように役務に関して、固定電話、FTTH、モバイルサービス、もちろんこれらは重要ですけど、では、本当にこれらのサービスの情報は重要で、ほかのサービスは重要でないのかと言い切れるのかというところもあるかなと思っていまして、サービスで線を引くのも非常に難しい印象がございます。

さらに、例えば、個社名を申し上げて大変恐縮ですが、本検討の発端になったLINE様は回線設備を設置していない事業者であることから、回線設備を設置する登録事業者を基準とした従来の基準ではLINE様等に対応できないところがあり、今回、従来とは別の切り口で考えていく必要があるだろうということで、これが良いかどうかは別として、利用者規模と情報量の相関関係も考慮し、ガバナンス検討会の報告書では一つの基準として1,000万という規模感で切る考え方が出されていると思っております。

また、KDDIさんがおっしゃっていたように、森先生もおっしゃっていましたが、確かにNTT西日本は対象にならないけど、東日本は対象になる等、居住地によって規律が変わるといのはどうなのかという御指摘はあるんですけど、それを言ってしまうと本当に切りがないところがあり、例えばFTHサービスにおいては、地域によっては、地元のケーブルテレビ会社しか使えないというところもあり、数百人とか数千人のユーザーしかいないようなケーブルテレビ会社もあって、そこにおいても、地域によっては対象になる、対象にならないみたいなのが出てしまうことから、際限のない議論に入ってしまうところも感じており、非常に難しいところがあると感じております。

なお、ソフトバンクさんがおっしゃっていた100万の考え方ですけど、確かに重大な事故に関しては、1時間で100万等が基準になっているんですけど、これは事故が起きて通信が止まり、1時間以上100万人に影響が出た場合等は、重大事故として報告を求めるといものです。一方、通信の秘密の漏えいがあった場合は、利用者数の規模に関わりなく報告が求められております。このように情報の取扱いと、止まってはいけない役務の扱いは、事故の報告に関しても少し違いが出ているというところがありまして、今回は情報の取扱いの規律をどういう者に求めるべきなのかという観点から少し考えていく必要があるのかかと考えているところです。

あと、森先生から、もしくはソフトバンク様からおっしゃった、クラウドベンダーさんを含めて、政府からも調整をしてほしいというところはもっともだと思っていますので、そういった方向で検討していきたいと考えております。

また、域外適用の件につきまして、森先生からも御指摘ありましたし、経団連様からも御指摘ありましたけど、この点に関しては我々も外部調査などを行ってサービス内容を確認した上で、届出を求めているところです。域外適用の規律に関しては、令和2年度の電気通信事業法の改正でなされており、去年の4月から施行されているところですが、既に134の外国事業者から届出をいただいているところで、この域外適用に関しては、我々としてもしっかりやっていきたいと考えているところです。

ひとまず以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

石田様から御発言希望ですので、お願いいたします。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事石田氏】 全国消費生活相談員協会の石田です。質問ではないんですけども、幾つか意見を述べさせていただいてよろしいでしょ

うか。

【大橋主査】 もちろんです。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事石田氏】 論点の1につきましては、1,000万人以上のところで、事務局から御説明ありましたが、やはり、主婦連さんがおっしゃったように、基本は全部というほうがよろしいかなと思っています。ただ、今回、対象とならないという場合でも、利用者情報の適正な取扱いは推奨していただきたいと思います。でも、KDDIさんと、それとソフトバンクさんの御意見、資料等をお伺いしていますと、やはり人数については考えていく必要があるのではないかと思います。

論点3のところ、主婦連さんから、レビューとコメントも対象とすべきというお話があり、また、森委員からもそのような御意見がありました。私どもの団体でもいろいろ考えてみたんですけど、ここのところがよく理解が及ばないというところがありました。SNSについては、実質的コミュニケーションに係る情報の媒介だということで規律の対象、ただ、利用者からのレビューとかコメント機能を付随的に有するサイトは、付随的には媒介の機能を提供する場合は対象外とすると、このようになって、※に書いてあるんですけども、だとすると、例えばスポーツファンのサイトなどでは掲示板なんかもございますが、コミュニケーションのやり取りという形になると、対象となるのだろうかというところがよく分からなくて、やはりこの辺りも例示をして、分かりやすく書いていただきたいと思いました。

また、同じようなことになるんですけども、論点5について、前回、クッキーについては利用者の定義から外れているので、特定利用者情報の中には含まれていないというお話をいただいたんですけども、ソフトバンクさんの御発表の中の11ページにもございましたように、特定利用者情報の定義と、具体的にこういうものが該当しているのだというところが一般の利用者に非常に分かりにくいのではないかと思いますので、ぜひこの辺りも分かりやすくしていただきたいと思いました。

あと、御発言としては、主婦連さんが分かりやすい表示でとっておきまして論点7についてなんですけれども、論点の中に表示を分かりやすくしてほしいということに加えてなんですけど、これは利用目的のところに入るのかなとは思いますが、第三者提供の有無です。第三者提供することがあるかないか、確認方法というようなものも利用者にとっては非常に重要な点だと思いますので、その他考慮すべき事項とありましたので、ぜひ入れていただきたいと思いました。

質問ではなくコメントですけれども、よろしくお願ひいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、沢田構成員、お願ひいたします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。3点、手短に申し上げます。

1点目は事務局への御質問です。今日、電気通信事業者のお話を中心に伺って、大変勉強になりました。同様に、今回対象にしようとしている検索とSNSの事業者のお話もお伺ひしたいです。今回事業者側から希望がなかったということかもしれないですが、今後ヒアリングされる御予定があるかどうかという質問です。

2点目は、特定利用者情報の定義のところですが、ソフトバンクさんがおっしゃっていたことにも全く同感でして、法律によって多少違っていても、法目的が違うから良いというのは規制側の理屈で、規制を受ける事業者は同一です。石田様もおっしゃっていた利用者にも分からないということに加えて、海外から見ての分かりやすさも重要だと思います。英語にしたときに分かるかどうかという視点で、用語と定義、対象範囲を含めてチェックしてみる必要があるかなと思います。

英語版で日本の規制内容をガイドラインレベルまで含めて透明化していこうという動きも、DFFTの文脈でもされているところです。特定の事項についてさまざまな法律がこのように規制しているという整理をする過程で、法令間の不統一、ソフトバンクさんが御指摘になったような問題が見えてくると思います。それが2点目です。

3点目は、国際電話の話、KDDIさんがおっしゃっていた電話とかローミングの話は、森先生と同様に私も対象外、例外としてもよいと思います。今回の規律とは別の話として、各国の電気通信事業に関する法制度について総務省さんが、できれば調査して公表していただきたいという経団連さんの御提案に賛成でございます。今回の規制と多少関係するところでは、通信の秘密に対してガバメントアクセスを許している国について、その程度とかどうかという場合にといったことが消費者としても国際ローミングするときに気になってきていますので、そういった情報を集めて公開していただけるとうれしいと思いました。

以上3点です。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。今のは御意見ということでよろしいですね。

【沢田構成員】 そうです。すみません。全部です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、森構成員、よろしくお願ひします。

【森構成員】 ありがとうございます。私は先ほどの石田さんの御意見がありましたので、補足で考え方の整理みたいなことをさせていただこうと思うんですけど、レビュー機能とかコメントを付随的にできる、オークションとかモールになるわけですけれども、そのときに、前回、私は何度も言って申し訳なかったんですが、そのメッセージの部分は電気通信業者で、そうでない商品等を提示している部分は三号事業者ということで確認ができてスッキリしたんですけれども、そういう今の現行の考え方というのはやっぱりメッセージの部分のデータはしっかり守って、一番重い規制で守って、オープンになっているところは掲示板としてということだと思いますので、それと整合的に考えると、今回の規制は、やっぱり電気通信事業部分を持っていけば規制対象と考えるのがスッキリしているのではないかなと思うんですよね。それはこの問題の背景にあるプロファイリングされたり、あるいはリコメンドでコンテンツや広告を提供されたりするという問題にどこかでつながっているわけですので、そういう意味で、電気通信事業部分があれば、その適用対象という考え方は整合的にできるのではないかなとは思っておりますので、それだけ申し上げておこうと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

もし、そのほかの委員、オブザーバで御発言あればいただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。森構成員、どうぞ。

【森構成員】 申し訳ありません。最後に「電気通信事業部分があれば」とついうっかり言ってしまいましたが、「電気通信事業者部分があれば」に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

【大橋主査】 丁寧にありがとうございます。

もし事務局から、この機会に何かレスポンスなどあればいただければと思いますが、どうでしょうか。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。まず石田先生から御質問のあった掲示板の扱いに関しては、今回の利用者情報が契約を締結している人、もしくはアカウントなどで利用登録する人の情報になってきますので、アカウント登録する掲示板か、登録しない掲示板かによって変わってくるかなと思っております。アカウント登録して利用するような掲示板なのであれば、その情報が利用者規模の基準を満たすような場合は対象になると御理解いただければと思っております。

また、情報の範囲が分かりにくいという、ソフトバンク様から御意見あった点について、もしくは石田様からいただいた2点目の点について、情報の範囲は非常にシンプルでして、通信の秘密に該当する情報、契約を締結した利用者の情報、アカウント登録してIDやハンドルネームみたいなもので識別している利用者の情報、大きくこの3つと御理解いただければと思っております。これは非常にシンプルだと思っておりますので、ここは分かりやすい情報発信に努めたいと考えております。

また、沢田様からいただいた検索、SNS事業者からのヒアリングに関しては、冒頭でも申し上げましたとおり、検索やSNSの多くは、在日米国商工会議所様などが関係しているかと思えますけど、その在日米国商工会議所様を含めて、関係団体の皆様及び総務省のホームページで、発表を希望されるかどうか希望を募らせていただいたところです。検索、SNSの事業者からは特に発表の希望はなかったというところがございます。現時点で、特にはこれ以上予定をしていないというところがございます。

また、英語にしたときに分かりやすくということに関しては、我々としても分かりやすい英語を利用することによって、海外の事業者様にも分かりやすく情報発信ができるようにしていきたいと考えているところです。

あと最後、総務省による外国の法制度の調査に関して、これは予算も関係してきますが、できるだけ調査したいと考えているところです。ただ、KDDI様がおっしゃっていたように、ローミングなどの国は200を超える国に関係してくるということがございますので、200を超える国にすべからず調査できるかどうかというところはあるかと思っております。そういったところも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

落合構成員、手短にお願いできますでしょうか。

【落合構成員】 すみません。手短にです。ありがとうございます。私も最後に意見ですが、今日の経団連さんのお話も聞いていて、微妙なところでやはり迷うというよりは、しっかり厳しいほうに倒して対応してもらうことに対して、インセンティブを付与するほうが全体として合理的な制度になると思います。そういった意味では、報告の部分を自発的な適用対象になるのを推進する形で、適用があることを申告する場合には数の報告を免除される方針というのはぜひ進めたいと思っております。

あともう1点ございますのが、ぜひ情報発信は、皆様が非常に明確にということがござ

います。もともと分かりにくい部分があるという話だったり、海外から見た場合には、通信だけに関わらず、日本は何をやっているか分からないと常に言われています。昔よりプレゼンスもなくなってきておりますので、日本の事業者が何を言っているかわからないということにもなりかねないところもあると考えております。ぜひ総務省のほうでかなり積極的に情報を出していただいたり、さらに踏み込んで働きかけをしていただくことをお願いしたいと思います。また、海外の事業者に対する執行、別に国内もしっかりやっていたほうがいいと思いますが、しっかりやって執行していくということで、電気通信事業法の実効性を持たせていただければと思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、本議題のほうはこの辺で終わりにさせていただきたいと思っております。もし追加の御質問等があるようでしたら、事務局までメールでお知らせいただきたいと思います。後日、事務局経由で発表者の方に御質問させていただければとのことですので、その点もお含みおきいただければと思っております。

最後に、議題のその他として、事務局から連絡事項あるようでしたらお願いいたします。

【西浦事業政策課室長】 御議論いただき、ありがとうございます。本日御発表いただきました事業者、団体に対しまして、追加の御質問などがございましたら、7月5日火曜日までに事務局までメールでお寄せいただきましたら幸いです。事務局から各事業者団体に確認したいと思います。

また、次回、第3回でございますが、7月15日金曜日に開催を予定しておりまして、取りまとめの素案について御議論いただきたいと思いますと考えております。詳細は別途御連絡させていただきます。

なお、最後に、本ワーキンググループに出席しております幹部職員におきまして、先般、人事異動による変更がございました。新たに着任いたしました竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総務課長、飯村事業政策課長より一言御挨拶申し上げます。

【竹村総合通信基盤局長】 6月28日の人事異動で総合通信基盤局長に着任しました竹村です。本日は熱心な御議論をいただきありがとうございます。引き続き丁寧に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【木村電気通信事業部長】 続きまして、電気通信事業部長に6月28日付で拝命されました木村でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いをいたします。

【近藤総務課長】 6月28日付で総務課長に着任いたしました近藤でございます。よろしくお願いたします。

【飯村事業政策課長】 6月28日付で事業政策課長となりました飯村でございます。よろしくお願いたします。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。その他、新たに着任いたしました幹部職員の紹介につきましては、出席者一覧の配布をもって代えさせていただきます。

事務局からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、本日は以上をもちまして、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループを閉会といたします。本日は4つの団体の皆様含めまして、闊達な意見交換をさせていただきます。ありがとうございます。大変お疲れさまでした。よい週末をお過ごしください。失礼します。